

三井ショッピングパークカード《セゾン》LOOP特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が、三井不動産株式会社(以下「三井不動産」という)、三井不動産レジデンシャル株式会社(以下「三井不動産レジデンシャル」という)及び三井不動産商業マネジメント株式会社(以下「三井不動産商業マネジメント」という)と提携して発行し、クレジットカード機能部分は当社、三井のすまいLOOP会員機能部分は三井不動産レジデンシャル、ポイントカード機能部分は三井不動産商業マネジメントが提供するカードを、三井ショッピングパークカード《セゾン》LOOP(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

三井不動産のグループ各社(以下「三井不動産グループ会社」という)が供給・管理、又はサービスの提供を行う住居に居住若しくは所有又は当該住居に関して三井不動産グループ会社と契約締結をしている方(左記個人と同居している2親等以内の親族も可)で、本特約、セゾンカード規約並びに三井のすまいLOOP会員規約(以下「LOOP会員規約」という)及び三井ショッピングパークポイントカード会員規約(以下「ポイント会員規約」という)を承認し、当社、三井不動産、三井不動産レジデンシャル及び三井不動産商業マネジメント(以下「四社」という)に本カードのご利用のお申込をされ、四社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に本カードを発行いたします。契約は、四社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(お届け事項の変更届け先)

会員には、住所、電話番号、勤務先等のお届け事項に変更が生じた場合、及び本カードについて紛失・盗難等が生じた場合、セゾンカード規約並びにLOOP規約及びポイント会員規約に基づき、当社並びに三井不動産レジデンシャル及び三井不動産商業マネジメントの三社にその旨届け出ていただきます。

第4条(会員資格喪失等)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いたします。

- (1)⑩会員がポイント会員規約に基づき三井ショッピングパークポイントカード会員資格を喪失したとき。
- (7)会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、三井ショッピングパークポイントカード会員資格も喪失するものとします。

第5条(適用規約)

- (1)本カードのクレジット機能部分については、本特約及びセゾンカード規約(本カードのうち、三井ショッピングパークカード《セゾン》LOOPゴールドVisaについては、セゾンカード規約第5章ゴールドカードセゾンの特則(但し、第28条を除きます)を含み、三井ショッピングパークカード《セゾン》LOOPアメリカン・エクスプレス・カード/ゴールド・アメリカン・エクスプレス・カードについては、セゾンカード規約第6章セゾンアメリカン・エクスプレス・カードの特則を含みます)が適用されます。なお、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。
- (2)本カードのLOOP会員機能については、本特約及びLOOP会員規約が適用されます。なお、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。
- (3)本カードのポイントカード機能については、本特約及びポイント会員規約が適用されます。なお、両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。